

事務連絡
令和3年4月23日

公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた各種健診等における対応について（周知）

標記につきまして、別紙のとおり、各都道府県、市町村及び特別区宛て通知しましたので、御了知いただきたくよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和3年4月23日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
各種健診等における対応について（周知）

本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された。

緊急事態宣言下における母子保健法に基づく健康診査等の取扱いについては、令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」中、「第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について」の「3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について」に示しているので、これを踏まえ適切に対応いただくようお願いする。

なお、本通知における「集団で実施するもの」や「個別で実施するもの」の基準については、本通知の別紙1のQ&Aにあるように「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断いただくようお願いする。

(参考) 令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf>